地上デジタル放送受信装置購入事業仕様書

１．概要

本件は、地上波デジタル放送移行に伴い、八重瀬町公共施設等を対象に地上波対応テレビとその付属品を購入しようとするものである。

２．設置場所

「テレビ購入台数等一覧表」のとおり

３．納入期限

平成２２年3月２５日

４．機器仕様

（１） テレビ規格

テレビの規格（型）については、「テレビ購入台数等一覧表」のとおりとし、薄型据え置きスタンドタイプとする。なお、フレーム色は黒（メタリック可）シルバーとする。

（２） 画面性能

３７V 型以上の規格については、画素数を FullHD とする。

３７V 型未満の規格については、画素数を HD とする。

（３） 受信放送

地上デジタル放送、BS・110 度 CS デジタル放送及び地上アナログ放送に対応するチューナー内蔵であること。

（４） 接続端子

以下の接続端子を有すること。

- RCA 端子
- HDMI 端子
- D 端子（D４以上）

（５） 製造機器メーカー

以下の国内メーカーから機器を選定するものとする。

- シャープ・ソニー・三洋・東芝・パナソニック・日立・ビクター・三菱

（６） 機器モデル

・ 購入する機器は１月１日を基準に今後発売される機器モデル及び過去 10 ヶ月以内に発売された機器モデルとする。

・ グリーン購入法の調達基準に適合する環境に配慮した製品であること。

（７）付属品等

・ 標準装備品　リモコン（電池含む)、取扱説明書、B－CAS カードなど

・ 液晶テレビの場合はテレビ本体に対応する脱着可能な画面保護パネルを取り付ける。

５．設置方法

（１）テレビの設置

テレビの設置については、「テレビ購入台数等一覧表」により設置することとし、転倒防止金具（固定式）又はワイヤー等でテレビと設置場所の固定をし、転倒落下措置をすることとする。ただし、転倒防止金具（固定式）又はワイヤー等の利用が困難な場合は、事前に協議することとする。

また、キャスター付きボード設置箇所におけるアンテナ線とテレビとの接続は移動を考慮し、５ｍ程のケーブル余長を確保することとする。

（２）「キャスター付きボード設置」とあるものについては以下のとおりとする。

（ア）「キャスター付きボード設置」については、移動が可能なキャスター付きのものとし、かつ、設置テレビの基準にあったボードとする。キャスター付きボードの規格については、以下のとおりとする。

① 強度・安全性がともに十分であること。

② ストッパー機能として、車輪ロック、または車軸ロック機能を有するもの。

③ 背面に配線口を装備すること。

④ １０ｋｇ以上の耐荷重の棚板を１枚以上有すること。

（３）アンテナ設備

別紙アンテナ設置仕様書により設置すること。

６．納入仕様

（１） 納入にあたっては事前に設置施設と設定日時の調整を行い、行政経営課へ報告を行うものとする。

（２） 受注者は、本調達機器の搬入設置に際しては、現存するアンテナ線との続続及びチャンネル調整等を行うこと。(受信確認状況を書面にて提出要)

（３） 受注者は、地上デジタル放送電波の受信できない施設については、適切な対処方法とあわせて行政経営課に報告を行うものとする。

（４） 受注者は、本調達機器の設置スケジュールを行政経営課に提出し、承認されたスケジュールに従い必要な作業を行うものとする。

（５） 機器搬入時、必要に応じて受注者の負担で養生を行うこととする。

（６） 完成写真（テレビ及びアンテナ設置前、設置後）を提出すること。

７．事前調査

地上デジタル対応テレビを設置するにあたり必要な現地調査は入札落札後、行政経営課及び設置施設と調整し行うものとする。

８．廃棄

（１）既存テレビ及びアンテナ廃棄に係る作業費用及びリサイクル料金については、すべて購入費に含むものとする。

（２）テレビ及びアンテナ設置後の不要物（交換した配線、梱包材等）については回収し､法に従い適切に処理するものとする。

※　廃棄証明証を提出すること。

９．その他

（１）受注者は納入後も機器の操作・保守・修理等の技術的相談・問い合わせに対応できるアフターサービスを継続的に行うこと。

（２）調達機器の保証は１年以上あること。

１０．協議事項

本仕様書及び関連資料に明記されていない事項及び疑義がある場合は、別途協議するものとする。

テレビ購入台数等一覧表

番号	施設名	設置場所	施設連絡先	アンテナ（新設・交換）	具体的な作業内容	設置				廃棄	
						型	設置方法	固定方法	アンテナプラグ	型	メーカー
1	八重瀬町役場（具志頭庁舎）	1階ロビー	行政経営課（998-2344）	UHFアンテナ交換	・既存テレビとの入れ替え	37V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	36	TOSHIBA
2		総務課（2階）				32V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	25	TOSHIBA
3	八重瀬町役場（東風平庁舎）	1階ロビー	行政経営課（998-2344）		・既存テレビとの入れ替え	32V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	29	Panasonic
4	具志頭農村改善センター	1階ロビー	行政経営課（998-2344）	UHFアンテナ新設（ブースター要）	・ホール入口横から既存ケーブルを延長し天井へ行き、棟入口横の設置場所へ落としモールで処理する。（ケーブル延長 1巻）	32V	キャスター付きボード（ストッパー機能付）	転倒防止金具（固定式）	新規		
5		和室（2階）			・既存同軸ケーブルを撤去し新たに同軸ケーブルを設ける。（ケーブル新設 半巻）	26V	キャスター付きボード（ストッパー機能付）	転倒防止金具（固定式）	交換	19	SANYO
6	具志頭社会体育館	事務室	社会教育課（998-2140）	UHFアンテナ新設	・休憩室の既存ブースターから天井へ行き、事務所 設置場所へ落としモール処理する。（ケーブル変更 半巻）	26V	キャスター付きボード（ストッパー機能付）	転倒防止金具（固定式）	交換	14	ORION
7	具志頭歴史民族資料館	2階事務室	社会教育課（835-7500）	UHFアンテナ交換	・既存テレビとの入れ替え	26V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	21	aiwa
8	具志頭老人福祉センター	リハビリ室	社会福祉協議会（998-4677）	UHFアンテナ交換	・既存同軸ケーブルを撤去し、新たに同軸ケーブルをアンテナ屋上から外部冷房配管を通し設置箇所へ配置する。（ケーブル新設 1巻）	26V	既存カラオケ台	転倒防止金具（固定式）	交換	29	Panasonic
9	八重瀬町保健センター	1階ロビー	健康保険課（998-1149）	UHFアンテナ交換	・既存テレビとの入れ替え	32V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	29	SONY
10	八重瀬町社会福祉会館	1階ロビー	社会福祉協議会（998-4000）	UHFアンテナ交換	・既存ブラウン管用 吊下げからパイプ延長を行い、薄型テレビ対応吊下げへ変更する。（ケーブル変更 半巻）	32V	既存吊り下げ台	転倒防止金具（固定式）	交換	25	TOSHIBA
11	東風平運動公園体育館	事務室	社会教育課（998-2140）		・休憩室より同軸ケーブルを天井へ行き、事務所 設置場所へ落としモールで処理する。（ケーブル新設 半巻）	26V	キャスター付きボード（ストッパー機能付）	転倒防止金具（固定式）	交換	21	Panasonic
12	具志頭運動公園陸上競技場	管理棟	社会教育課（998-2140）	UHFアンテナ交換	・既存テレビとの入れ替え	20V	キャスター付きボード（ストッパー機能付）	転倒防止金具（固定式）	交換	14	TOSHIBA
13	みなみ保育所	乳児室	みなみ保育所（998-5120）	UHFアンテナ新設（ブースター要）	・既存テレビとの入れ替え （ケーブル変更 1巻）	26V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	21	Panasonic
14		保育室				26V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	21	Panasonic
15	新城保育所	年少児童室	新城保育所（998-2300）	UHFアンテナ交換	・既存テレビとの入れ替え	26V	既存棚の上	転倒防止金具（固定式）	交換		
16		年長児童室				26V	既存専用台	転倒防止金具（固定式）	交換	25	HITACHI

※1　同軸ケーブルの新設・取替えにおける長さは該当施設1箇所あたり1巻で十分に対応できる距離となっております。

※2　NO10　社会福祉会館における既存吊り下げ台からの一部変更については、右記図を参照してください。

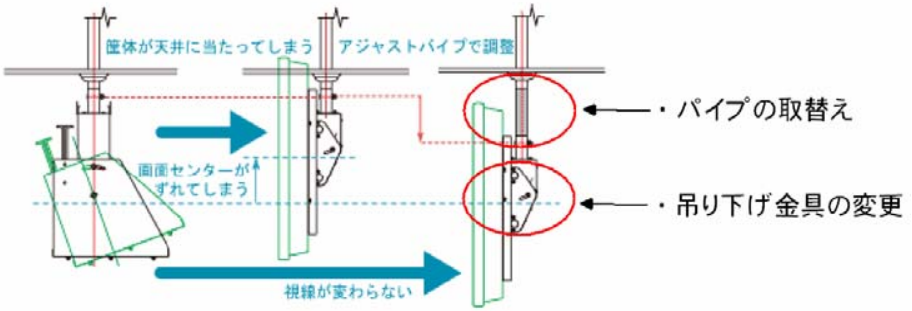

（別紙）

アンテナ設置仕様書

１．設置場所及び作業内容

設置場所は、地上デジタル放送受信装置購入事業仕様書「テレビ購入台数等一覧表」における施設ごと（１０本）とし、既設ケーブル等を利用した地デジ対応アンテナ（ＵＨＦ）の更新・新設であり、室内への配線及び関連部材については、既設アンテナ接続のものを使用するため工事は原則行なわないこととする。

但し、配線及び関連部材が必要となった場合は行政経営課と協議のうえ決定する。

２．規格

地上デジタル放送対応２０素子 UHF 共同受信用アンテナ（マルチバンド 13～62ｃｈ）ステンレス仕様とする。

３．メーカー

以下の国内メーカーから選定するものとする。

・マスプロ電子　・DX アンテナ　・日本アンテナ　・八木アンテナ　・サン電子

４．受信設定

レベルチェッカー等により受信確認を行い、最良な設定を行うこととする。

５．協議事項

本仕様書及び関連資料に明記されていない事項及び疑義がある場合は、別途協議するものとする。

担当部署
八重瀬町役場行政経営課　管財係
℡　098-998-2344　　FAX 098-998-4745
e-mail：naoki@town.yaese.lg.jp